

令和6年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和6年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（下記参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け

・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています。（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）

・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和6年度の実績をご報告するものです。（あくまで実績をご報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払等が発生するものではありません）

星の子こども園

【各月ごとの年齢別の公定価格の額】

	1号認定			2・3号認定							
	4歳以上児	3歳児	満3歳児	4歳以上児		3歳児		1・2歳児		0歳児	
				標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間
4月	221,950	240,780	297,670	68,080	61,740	86,160	79,820	134,730	128,580	226,550	220,400
5月	214,590	233,420	290,310	68,230	61,890	86,310	79,970	134,880	128,730	226,700	220,550
6月	211,050	229,880	286,770	68,280	61,940	86,360	80,020	134,930	128,780	226,750	220,600
7月	212,720	231,550	288,440	68,230	61,890	86,310	79,970	134,880	128,730	226,700	220,550
8月	212,720	231,550	288,440	68,180	61,840	86,260	79,920	134,830	128,680	226,650	220,500
9月	211,050	229,880	286,770	68,020	61,680	86,100	79,760	134,670	128,520	226,490	220,340
10月	211,050	229,880	286,770	67,980	61,640	86,060	79,720	134,630	128,480	226,450	220,300
11月	211,050	229,880	286,770	67,890	61,550	85,970	79,630	134,540	128,390	226,360	220,210
12月	211,050	229,880	286,770	67,890	61,550	85,970	79,630	134,540	128,390	226,360	220,210
1月	211,050	229,880	286,770	67,890	61,550	85,970	79,630	134,540	128,390	226,360	220,210
2月	211,050	229,880	286,770	67,890	61,550	85,970	79,630	134,540	128,390	226,360	220,210
3月	224,290	243,120	300,010	70,340	64,000	88,420	82,080	136,990	130,840	228,810	222,660

（注）上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入所した子どもについては、在籍日数に応じた日割計算を行うことにより公定価格の額を算出する必要がある